

## 2 教職調整額等

義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、これらの学校に勤務する教育職員に支給する。

### (1) 支給範囲

給与条例別表第3の教育職給料表の適用を受ける教育職員のうちその属する職務の級が当該給料表の1級、2級又は特2級である者

教員特別措置条例  
第3条

### (2) 支給額

$$\{(\text{給料月額}) + (\text{管理監督職勤務上限年齢調整額})\} \times \frac{4}{100}$$

教員特別措置条例  
第3条

(注) 教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

規則7—65第2条

### (3) 支給方法等

(ア) 給料の支給方法に準じて支給する。

(イ) 教職調整額の支給を受ける職員に係る給与条例の次に掲げる給与の規定及びこれらに基づく人事委員会規則等の規定の適用については、教職調整額は、給料とみなす。

規則7—65第1条  
教員特別措置条例  
第4条

(i) 地域手当

(ii) 期末手当

(iii) 勤勉手当

(iv) 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当

(v) へき地手当及びへき地手当に準ずる手当

(vi) 産業教育手当

(vii) 定時制通信教育手当

(viii) 休職者の給与

※上記の他、時間外勤務手当の規定の適用においても給料とみなしている。

### (4) 教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額の特例

教職調整額の支給を受けない教育職給料表の職務の級が3級である教育職員に対する給料表の適用については、これらの給料表に掲げる給料月額に教育職給料表(一)については7,700円、教育職給料表(二)については7,500円を加えた額とする。

条例別表第3  
イの備考(2)  
ロの備考(2)

## 3 義務教育等教員特別手当

義務教育諸学校に勤務する教育職員に支給する。

### (1) 支給範囲

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員である職員

条例第21条の2  
第1項、第3項、  
第4項  
規則7—78

### (2) 支給額

別表第1、別表第2のとおり。

第1条  
条例第21条の2  
第2項

ただし、次に掲げる者にあつては、それぞれに掲げる手当額とする。

規則7—78第3条  
別表第1、第2

(ア) 産業教育手当を支給される職員で、農業又は水産に係る産業教育に従事するもの

別表第2に掲げる額に  $\frac{3}{4}$  を乗じて得た額

(イ) 定時制通信教育手当を支給される職員で、定時制教育（夜間において授業を行う課程に係るものに限る。）又は通信教育に従事するもの

別表第2に掲げる額に  $\frac{3}{4}$  を乗じて得た額

(ウ) 産業教育手当又は定時制通信教育手当を支給される職員で、前記（ア）及び（イ）に掲げる職員以外のもの

別表第2に掲げる額に  $\frac{2}{4}$  を乗じて得た額

(注1) 短時間勤務職員にあつては、その額に職員勤務時間条例第2条第3項及び第4項又は学校職員勤務時間条例第3条第3項及び第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(注2) 育児短時間勤務職員等にあつては、その額に職員勤務時間条例第2条第2項又は学校職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ職員勤務時間条例第2条第1項又は学校職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(注3) 給与条例附則第32項の規定の適用を受ける職員（60歳を超える職員等）にあつては、当分の間、別表第1、別表第2に掲げる額は、これらの額に100分の70を乗じて得た額（100円未満の端数は四捨五入）とする。

規則7—78第3条  
の2

### (3) 支給方法

給料の支給方法に準じて支給する。

規則7—78第4条

別表第1 教育職給料表(二)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号俸					
定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員		円	円	円	円	円
	1から4まで	2,000	2,100	3,500	4,200	6,800
	5から8まで	2,000	2,300	3,700	4,400	6,900
	9から12まで	2,100	2,400	3,800	4,500	7,100
	13から16まで	2,200	2,500	4,000	4,900	7,200
	17から20まで	2,300	2,600	4,300	5,100	7,400
	21から24まで	2,400	2,800	4,500	5,200	7,500
	25から28まで	2,600	2,900	4,700	5,400	7,600
	29から32まで	2,700	3,000	4,900	5,500	7,700
	33から36まで	2,800	3,200	5,100	5,700	7,900
	37から40まで	2,900	3,300	5,300	5,900	8,000
	41から44まで	3,100	3,500	5,400	6,000	8,000
	45から48まで	3,200	3,700	5,600	6,100	
	49から52まで	3,300	3,800	5,700	6,300	
	53から56まで	3,400	4,100	5,800	6,400	
	57から60まで	3,500	4,300	6,000	6,600	
	61から64まで	3,600	4,500	6,100	6,800	
	65から68まで	3,700	4,800	6,300	6,900	
	69から72まで	3,800	4,900	6,400	7,000	
	73から76まで	3,900	5,100	6,500	7,100	
	77から80まで	4,000	5,300	6,700	7,200	
	81から84まで	4,100	5,400	6,800	7,300	
	85から88まで	4,100	5,500	6,900	7,400	
	89から92まで	4,200	5,600	6,900	7,500	
	93から96まで	4,300	5,800	7,000	7,500	
	97から100まで	4,400	5,900	7,200	7,500	
	101から104まで	4,400	6,100	7,200	7,500	
	105から108まで	4,500	6,200	7,200		
	109から112まで	4,500	6,300	7,300		
	113から116まで	4,600	6,400	7,300		
	117から120まで	4,700	6,500	7,300		
	121から124まで	4,700	6,600			
125から128まで	4,800	6,700				
129から132まで		6,800				
133から136まで		6,900				
137から140まで		6,900				
141から144まで		6,900				
145から148まで		7,000				
149から152まで		7,100				
153から156まで		7,200				
157から160まで		7,300				
161		7,300				
定年前再任用短時間勤務職員等		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

規則7-78第3条

別表第2 教育職給料表（一）の適用を受ける者

職員 の区 分	職務の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等 以外 の職 員	1から4まで	2,000	2,500	3,500	5,100	6,800
	5から8まで	2,000	2,600	3,700	5,200	6,900
	9から12まで	2,100	2,800	3,800	5,400	7,100
	13から16まで	2,200	2,900	4,000	5,500	7,200
	17から20まで	2,300	3,000	4,300	5,700	7,400
	21から24まで	2,400	3,200	4,500	5,900	7,500
	25から28まで	2,600	3,300	4,700	6,000	7,600
	29から32まで	2,700	3,500	4,900	6,100	7,700
	33から36まで	2,800	3,700	5,100	6,300	7,900
	37から40まで	2,900	3,800	5,300	6,400	8,000
	41から44まで	3,100	4,100	5,400	6,600	
	45から48まで	3,200	4,300	5,600	6,800	
	49から52まで	3,300	4,500	5,700	6,900	
	53から56まで	3,400	4,800	5,800	7,000	
	57から60まで	3,500	4,900	6,000	7,100	
	61から64まで	3,600	5,100	6,100	7,200	
	65から68まで	3,700	5,300	6,300	7,300	
	69から72まで	3,800	5,400	6,400	7,400	
	73から76まで	3,900	5,500	6,500	7,500	
	77から80まで	4,000	5,600	6,700	7,500	
	81から84まで	4,100	5,800	6,800	7,500	
	85から88まで	4,100	5,900	6,900	7,500	
	89から92まで	4,200	6,100	6,900		
	93から96まで	4,300	6,200	7,000		
	97から100まで	4,400	6,300	7,200		
	101から104まで	4,400	6,400	7,200		
	105から108まで	4,500	6,500	7,200		
	109から112まで	4,500	6,600	7,300		
	113から116まで	4,600	6,700			
	117から120まで	4,700	6,800			
	121から124まで	4,700	6,900			
125から128まで	4,800	6,900				
129から132まで	4,900	6,900				
133から136まで	4,900	7,000				
137から140まで	4,900	7,100				
141から144まで	5,000	7,200				
145から148まで	5,100	7,300				
149から152まで	5,100	7,300				
153	5,100					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		3,200	3,800	4,500	5,100	6,400

規則7—78第3条